制定 令和 4年 3月29日市長決裁 改正 令和 4年 7月 1日環境共生課長決裁 令和 5年 4月 1日花とみどり協働課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、街なかの緑創出事業の一環として、緑豊かな都市環境の形成を図るため、建築物の壁面及 び屋上(以下「壁面屋上」という。)を利用して緑化を行う者に対して交付する壁面屋上緑化補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
 - (1) 国、地方公共団体、特殊法人又はこれに準じる団体ではないこと。
 - (2) 市税の滞納がないこと。
 - (3) 熊本市暴力団排除条例 (平成23年条例第94号) 第2条第1号から第3号までの規定に該当しないものであること。

(補助対象区域)

- 第3条 補助の対象となる区域(以下「補助対象区域」という。)は、熊本市緑の基本計画に定める緑化重点地区 (以下「緑化重点地区」という。)及び緑化重点地区を除く市街化区域(以下「市街化区域」という。)とする。 (補助事業)
- 第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が補助対象区域の一戸建て専用住宅を除く建築物(以下「建築物等」という。)の壁面屋上で行う緑化事業であって、次の各号の両方あるいはいずれか一方に該当するものとする。
 - (1) 壁面緑化(つる性植物等により、建築物等の壁面に沿って3平方メートル以上の緑化をする場合をいう。)
 - (2) 屋上緑化(樹木、地被類等により建築物等の屋上に、3平方メートル以上の緑化をする場合をいう。ただし、プランターを使用する場合は、1基当たり容積100リットル以上のものを使用する場合に限る。) (補助対象経費)
- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する次に掲げる経費とする。
 - (1) 壁面緑化経費
 - ア つる性植物等の植栽経費
 - イ 土壌及びつる性植物等の購入費
 - ウ 壁面緑化補助資材の設置工事費
 - エ 防水及び潅水施設等の工事費
 - (2) 屋上緑化経費
 - ア 樹木等の植栽経費
 - イ 土壌及び樹木等の購入費
 - ウ プランターの購入費
 - エ 防水及び潅水施設等の工事費
 - オ 緑化区画構造物の工事費
 - (3) その他これらに準じる経費であって市長が特に必要と認めるもの。
 - 2 緑化面積1平方メートル当たりの補助対象経費が10万円を超える場合は、10万円に緑化面積を乗じた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、補助対象経費に、次の各号に掲げる補助対象区域の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(この額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、1件につき100 万円を上限とする。
 - (1) 緑化重点地区 3分の2以内
 - (2) 市街化区域 2分の1以内

(交付の制限)

第7条 この要綱に基づく補助金の交付は、1つの建築物等につき1回を限度とする。 (交付の申込み)

- 第8条 補助金の交付の申込みをしようとする者は、熊本市壁面屋上緑化補助金交付申込書(様式第1号、以下「交付申込書」という。)に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならないこととする。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 事業場所の位置図
 - (3) 事業費用を証明する書類
 - (4) 緑化関係図面
 - (5) 事業場所の着手前の写真
 - (6) 建物所有が確認できる書類
 - (7) 事業実施建築物所有者の承諾書(申込者と建築物所有者が異なる場合のみ)
 - (8) 市税滯納有無調查承諾書
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (申込みの受付)
- 第9条 前条の申込みの受付期間は、補助金を受けようとする年度の4月1日から9月30日までの範囲内で別に定める日までとする。ただし、受付期間内に申込みがないときは、当該期間を延長することができる。 (交付の決定)
- 第10条 第8条の規定による補助金の交付の申込みがあった場合は、申込みの受付期間終了後、速やかにその 内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。
- 2 補助金の申込み(交付決定の要件を満たすものに限る。)が2件を超える場合は、別表による審査を行い、各項目の点数の合計点が高いものから、補助金の交付を決定するものとする。
- 3 前2項の規定による審査のために必要があると認められる場合は、現地調査その他必要な調査、質問等を実施するものとする。
- 4 補助金の交付を決定したときは、熊本市壁面屋上緑化補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申込者に通知するものとする。
- 5 補助金の不交付を決定したときは、熊本市壁面屋上緑化補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、当該申込者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第11条 前条の規定による交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付することとする。
 - (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき(軽微な変更をしようとするときを除く。)は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が完了したときは、完了日から10日以内(その日が交付決定を受けた年度の3月24日以降の日となる場合は、当該3月24日まで)に、市長に対し所定の完了報告を行うこと。
 - (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
 - (6) 補助金の支払いの請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
 - (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
 - (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
 - (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を取らなければならないこと。当該管理運営について市長が調査をするときは、これに協力すること。
 - (10) 市が行う広報活動において、個人情報及び申込者の事業活動の支障となる情報を除く補助事業に関する活動内容を公表することに同意すること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認め指示する事項を遵守すること。 (補助事業の変更または中止の手続き)
- 第12条 第10条の規定による交付の決定を受けたものが、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、 あらかじめ、熊本市壁面屋上緑化補助金に係る事業の変更・中止承認申入書(様式第6号)に、次に掲げる書 類(中止にあっては、第1号及び第4号に掲げる書類)を添付して市長に提出するとともに、その承認を受け なければいけないこととする。
 - (1) 当該申込みに係る熊本市壁面屋上緑化補助決定通知書の写し
 - (2) 補助事業を変更する変更後の事業計画書

- (3) 補助事業を変更する変更後の事業費用を証明する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による変更または中止の承認の申入れがあった場合は、その内容を審査し、これを承認することとしたときは、熊本市壁面屋上緑化補助金に係る事業の変更・中止承認通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知することとする。この場合において、承認にあたり必要と認めるときは、当該通知に際し、条件を付するものとする。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業が完了したとき(補助事業の中止の承認を受けた場合を含む。)は、完了日から10日以内(その日が交付決定を受けた年度の3月24日以降の日となる場合は、当該3月24日まで)に、熊本市壁面屋上緑化補助金に係る実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならないこととする。
 - (1) 当該申込みに係る熊本市壁面屋上緑化補助決定通知書の写し
 - (2) 補助対象経費に係る領収書の写し、又はそれに類するもの
 - (3) 事業施工中及び完成後の写真
 - (4) その他市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第14条 前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の成果が交付決定の内容 及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに、必要に応じ現地調査、書類確認、質問等 を行い、これらに適合すると認めたときは、熊本市壁面屋上緑化補助金交付確定通知書(様式第9号)により 補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による交付確定通知を受けたものは、当該通知を受けた日から起算して10日が経過する日までに、請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

- 第16条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付決定を取り消すことができることとする。
 - (1) 第11条に規定する交付の条件に違反した場合
 - (2) 第12条第2項に規定する承認の条件に違反した場合
 - (3) 補助事業者としての要件を満たさなくなった場合
 - (4) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合
- 2 前項の規定による交付決定の取消しがあった場合において、補助事業者が既に補助金の交付を受けている場合は、ただちにその返還を請求することとする。

(雑則)

- 第17条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。
- 2 熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)第11条第2項及び第3項に規定は、この補助金の交付について適用しない。
- 3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(熊本市壁面等緑化補助金交付要綱の廃止)

2 熊本市壁面等緑化補助金交付要綱(平成14年9月26日環境保全局長決裁)は、廃止する。

附 則(令和4年7月1日環境共生課長決裁)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表

表		<u></u>	•
項目	条件	点数(壁面)	点数(屋上)
申請	新規申請(建物)	+50	+50
施工場所	中心市街地活性化基本区域内	+100	+100
種類	植物種1種類につき	+3	+3
植物※1	高木 (3.0m以上)		
	5本以上	_	+20
	3本以上5本未満	_	+15
	2本	_	+10
	1本	_	+5
	中木 (0.8m以上 3.0m未満)		
	50 本以上	-	+20
	25 本以上 50 本未満	-	+15
	10 本以上 25 本未満	-	+10
	5 本以上 10 本未満	-	+5
	低木 (0.8m未満)		
	100 本以上	+100	+20
	50 本以上 100 本未満	+50	+15
	30 本以上 50 本未満	+20	+10
	10 本以上 30 本未満	+10	+5
	つる性植物		
	100 株以上	+100	+20
	50 株以上 100 株未満	+50	+15
	25 株以上 50 株未満	+20	+10
	10 株以上 25 株未満	+10	+5
	地被類(芝含む)		
	100 ㎡以上	+100	+20
	50 ㎡以上 100 ㎡未満	+50	+15
	30 ㎡以上 50 ㎡未満	+20	+10
	10 ㎡以上 30 ㎡未満	+10	+5
公開性	不特定多数の人が利用できる	_	+50
	道路より眺望できる	+50	_
施工規模※2	50 ㎡以上	+50	+20
	30 ㎡以上 50 ㎡未満	+30	+15
	10 ㎡以上 30 ㎡未満	+10	+10
	3 ㎡以上 10 ㎡未満	+5	+5
創意工夫	①デザイン性がある	100	100
	②緑化方法が工夫されている	+20	+20
古共正式上への		L	•

^{※1} 植栽時時点での高さとする。

^{※2} 壁面緑化の場合は、補助資材の面積とする。

熊本市壁面屋上緑化補助金交付申込書

年 月 日

熊本市長 (宛)

	住	所(又は所在地)	
申	氏	名(又は団体名・代表者氏名)	
		(フリガナ)	
込 者			
有			
			印
	重	l 話	
	#		

年度熊本市壁面屋上緑化補助金につき、募集要領に記載の交付条件の全てに同意の上、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 補助対象事業
 - (ア) 壁面緑化
 - (イ) 屋上緑化
- 2 補助対象経費 円
- 3 事業実施場所(所在地) 熊本市
- 4 事業実施予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 添付書類
 - (ア) 事業計画書(様式第2号)
 - (イ) 事業場所の位置図
 - (ウ) 事業費用を証明する書類
 - (工) 緑化関係図面
 - (オ) 事業場所の着手前の写真
 - (カ) 事業実施建築物の所有者を証する書類
 - (キ) 事業実施建築物所有者の承諾書(申請者と建築物所有者が異なる場合のみ)
 - (ク) 市税滞納有無調査承諾書
 - (ケ) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

区 分	□ 壁面緑化	□ 屋上緑化
建築物	□新設建築物	□既存建築物
緑化面積	m²(壁面緑化) m²(屋上緑化)	
事業内容	緑化区画造成工事 防水工事 潅水工事 プランター (容量 m³ (容量 m³ (容量 m³) 種面補助資材 (面積 m²) 植栽工 高木 中木 低木 つる性植物 芝 地被類 その他	有 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無
備考		

担当課

花とみどり協働課

市税滯納有無調查承諾書

熊本市壁面屋上緑化補助金交付申込みに伴い、熊本市市税(滞納金含む)滞納の有無を調査されることを承諾します。

年 月 日

熊本市長 宛

	住所(又は所在地)	
	氏名(又は団体名・代表者氏名)	
申	(フリガナ)	
込 者		
70		印
	10000000000000000000000000000000000000	

納税課確認欄

申請者 1. 滞納なし

2. 滞納あり市民税(特徴・普徴)・ 固定資産税・ 法人市民税軽自動車税・ 事業所税・ 特別土地保有税その他()

3. 滞納あり (分割納付約束履行中) (滞納解消予定時期 年 月 日)

上記のとおり確認しました。

年 月 日納 税課長

 発第
 号

 年
 月

 日

様

熊本市長

熊本市壁面屋上緑化補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった 年度熊本市壁面屋上緑化補助金については、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1 補助対象事業費及び補助金額

補明	力対象	象事業			Н
補	助	金	額		円

- 2 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付します。請求の際には、本書の写しを添付してください。
- 3 交付の条件は、次のとおりとします。
 - (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき(軽微な変更をしようとするときを除く。)は、あらかじめ市長の承認を受けてください。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けてください。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
 - (4) 補助事業が完了したときは、完了日から10日以内(その日が交付決定を受けた年度の3月24日以降の日となる場合は、当該3月24日まで)に、市長に対し所定の完了報告を行ってください。
 - (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力してください。
 - (6) 補助金の支払いの請求は、その額の確定通知を受けた日から起算して10日が経過する日までに、所定の請求書により行ってください。
 - (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管してください。
 - (8) 補助金を他の用途に使用しないでください。
 - (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を取ってください。当該管理運営について市長が調査をするときは、これに協力してください。
 - (10) 市が行う広報活動において、個人情報及び申込者の事業活動の支障となる情報を除く補助事業に関する 活動内容を公表することに同意してください。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認め指示する事項を遵守してください。
- 4 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不適当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還を請求します。
- 5 本市監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがあります。
- 6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、補助事業等の状況を調査し、又は 報告を徴することがあります。

発第号年月日

様

熊本市長

熊本市壁面屋上緑化補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった 年度熊本市壁面屋上緑化補助金については、不交付決定しましたので通知します。

熊本市壁面屋上緑化補助金に係る事業の変更・中止承認申入書

年 月 日

熊本市長 (宛)

	住所(又は所在地)	
申,	氏名(又は団体名・代表者氏名) (フリガナ)	
込者		印
	電話	

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった壁面屋上緑化事業について、下記のとおり事業計画を取消・変更したいので承認願います。

記

- 1 補助金交付取消・変更申請事業
 - (ア) 壁面緑化
 - (イ) 屋上緑化

2 補助対象事業費 円

3 事業実施場所(所在地): 熊本市

4 変更工期 : (自) 年 月 日 (至) 年 月 日

5 計画変更(中止)の理由 :

6 添付書類 : 熊本市壁面屋上緑化補助金交付決定通知書の写し

変更後の緑化計画書(変更部を朱書きで記入)(変更の場合のみ)

変更後の事業費用を証明する書類(変更の場合のみ)

その他市長が必要と認める書類

7 その他

様

熊本市長

熊本市壁面屋上緑化補助金に係る事業の変更・中止承認通知書

年 月 日付け 発第 号をもって交付決定した壁面屋上緑化事業に対する補助金について、下記のとおり取消・変更決定したので通知します。

記

- 2 取消・変更の理由

熊本市壁面屋上緑化補助金に係る実績報告書

年 月 日

熊本市長 (宛)

	住所(又は所在地)	
	氏名(又は団体名・代表者氏名)	
申込	(フリガナ)	
込 者		
		印
	電話	

年 月 日付けで交付の決定がありました熊本市壁面屋上緑化補助金について、事業が完了しましたので、下記事業の関係書類を添付して報告します。

記

補助金交付申請事業 : 壁面緑化 屋上緑化

事業実施場所(所在地): 熊本市

事業実施期間 : 年月日~ 年月日

添付書類

- 1 熊本市壁面緑化等補助金交付決定通知書の写し
- 2 補助対象経費に係る領収書の写し、又はそれに類するもの
- 3 事業施工中及び完成後の写真
- 4 その他市長が指定する書類

	発第	号
年	月	日

様

熊本市長

熊本市壁面屋上緑化補助金等交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告書が提出された壁面屋上緑化事業に対する補助金について、熊本市壁面屋上緑化補助金交付要綱第9条の規定に基づき確定したので、下記のとおり通知します。

	記
補助金確定額	円

			請		求		書			
本市長(宛	<u>;</u>)									
								年	月	目
				1	主所					
				F	毛 名					印
	金	千	百	+	万	千	百	+	_	
	1/2									_
	額									
		熊本市	這面屋_	上緑化補」	助金とし	て、上記	己の金額	を請求し	ます。	
		振	辽	<u>خ</u> خ	E		座	名		
金融	蚀機 関っ	名		銀 行・	信用金	≳ 庫			支店・	出張所
新 仝	種目		並。	业 • 2	一个仙		故 釆 早			
1. 亚	1里 口		Ħ ·	= * * (_ V2 10		王 宙 ク			
フリ	ガ	ナ				•				
口座	名 義	人								